

育英資金のしくみ

1 中標津町育英資金条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、中標津町民であって義務教育の課程を修め、学術優秀にして、且つ、向学の意欲がある者で義務教育以上の教育を受けようとする者に対してその学資を貸与することを目的とする。

2 貸与・償還事務のながれ

- （1）育英資金は、毎年申請し、毎年貸付決定します。
（申請用紙は教育委員会で直接受け取るか、ホームページからダウンロードできます。）
- （2）貸付は選考基準（学業成績、所属家庭の所得額等）により審査した後育英資金運営委員会の意見を聴いた上で決定します。
- （3）貸付が決定された方には、「誓約書」及び「銀行口座設定申出書」を提出していただきます。
- （4）貸付金額は規則で決められています。（別紙、募集要項参照）
- （5）育英資金は、4月分は4月末日までに、5月分からは毎月15日頃に指定口座に振込します。
入学一時金は、初回振込時に一括して振込します。
- （6）毎年貸付終了後、借用証書を提出していただきます。
- （7）育英資金は、毎年、貸付償還金を充てて運営されています。事前に計画した償還計画どおりに償還してください。

3 貸付額と償還額、年度の関係

（例）4年制の大学進学者で、令和4年度から貸付を受けた場合
（入学一時金200千円も貸付を受ける場合）

（単位：千円）

貸 付				据 置	償 還			
4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	・・・	・・・	18年度
440	240	240	240	－	10年間で全て償還できるよう計画する			

- （1）償還は、卒業後1年据置の後、2年目から償還となります。
- （2）償還開始時期になりましたら、当委員会から連絡します。
- （3）償還については、10年間で全額償還できるよう、事前に計画していただきます。

4 定住促進貸付金について

令和4年度から、中標津町での定住を促進することを目的として、定住促進貸付金を新設します。

- (1) 卒業後町内の企業等に就労5年以上、かつ町内に5年以上定住した場合に、償還を全額免除します。
- (2) 上記4 (1) の5年以上の就労及び定住ができなかった場合は、修学資金・入学一時金と同様の償還期間（上記3のとおり）で全額償還することになります。
- (3) 定住促進貸付金のみ申請することもできますが、修学資金・入学一時金との併用も可能です。ただし、償還が免除されるのは、定住促進貸付金のみです。

(例1) 4年制の大学進学者で、令和4年度から貸付を受けた方が、卒業後町内の民間企業に就労5年以上、かつ町内に5年以上定住した場合

(単位：千円)

貸 付				町内の民間企業に就労・定住					償還免除
4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
240	240	240	240	償還猶予申請（毎年住民票・雇用証明書を提出）					償還免除申請

(例2) 4年制の大学進学者で、令和4年度から貸付を受けた方が、卒業後町内の民間企業に就労2年、かつ町内に2年定住した時点で町外に転出した場合

(単位：千円)

貸 付				町内の民間企業に就労・定住		償 還			
4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	・・・	・・・	18年度
240	240	240	240	償還猶予申請		修学資金等と同様の期間内（卒業後1年据置の後、10年間）で全て償還する			

↑ 町外に転出

5 問合せ先

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町教育委員会 管理課総務係

電話：0153-73-3111（内線 277）